指定ごみ袋販売店募集案内

甲府市では、市が指定するごみ袋・ごみ処理券(以下「指定ごみ袋」という。)の販売業務にご協力いただける「指定ごみ袋販売店」を募集しております。

1 販売店の主な業務

- (1)指定ごみ袋の販売
- (2) 市が指定する配送業者への指定ごみ袋の発注と在庫管理
- (3) 指定ごみ袋代金を市へ納入

2 指定ごみ袋の種類及び手数料等

| 種類•規格 | | 市民への販売価格 袋:10枚/1組 ごみ処理券:1枚 | 1箱の納入価格 袋(大・中):50組/1箱 袋(小):30組/1箱 ごみ処理券:50枚/1箱 | 1箱あたり 売りさばき手数料 |
|---|----------------|----------------------------------|---|-------------------|
| ・燃えるごみ用袋 (黄色半透明) ・燃えないごみ用袋 (水色半透明) | 大(45以) | 150円 | 7, 500円 | - 1, 100円 |
| | 中(20%) | 120円 | 6, 000円 | |
| | 小(10%) | 100円 | 3, 000円 | 660円 |
| ・ごみ処理券(シール) | 75mm ×140mm | 15円 | 750円 | 110円 |

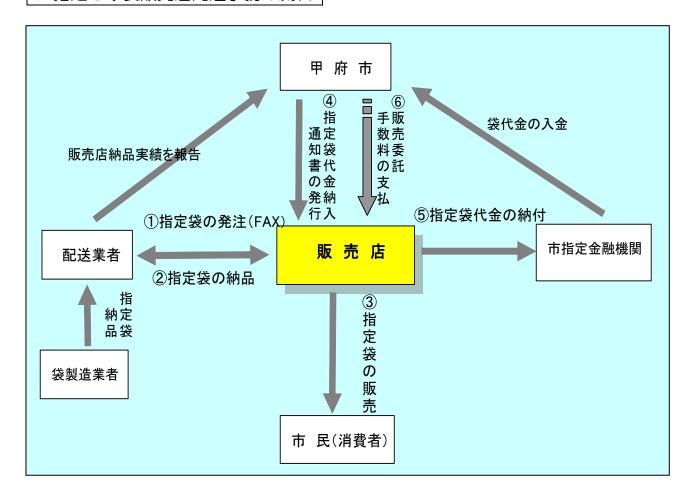
(消費税は、指定ごみ袋の納入価格(仕入れ買取価格)及び販売価格に含まれています。)

手数料は、市民に販売した指定ごみ袋枚数ではなく、<u>納入した指定ごみ袋</u>(袋のサイズ、種類に関係なく)の枚数に1枚あたり2円を乗じて消費税等を加えた額になります。

3 指定ごみ袋の販売にあたっての注意事項

- (1)指定ごみ袋の価格は、市の要綱で規定していますので、販売店が値引きや景品、サービス品として配布しないでください。また、燃えるごみ・燃えないごみ用袋はばら売りは行わず、1 セット (10 枚) 単位で販売をしてください。
- (2)全種類(7種類)の指定ごみ袋を販売し、欠品のないようにしてください。
- (3) 市民から不良品の申出があった場合は、確認のうえ、交換してください。ただし不良品以外の事由による、返品や交換はできません。
- (4)指定ごみ袋(45ℓ)及び外袋には、市の財源確保のため、企業広告が入ります。

4 指定ごみ袋販売店関連事務の流れ



- ①配送業者に FAX により指定ごみ袋を発注します。(発注できる日は週2回です。) ※指定ごみ袋は原則、箱単位での発注になります。初回発注は、全ての指定ごみ袋を最低1箱以上の 発注が必要です。
- ②配送業者から指定ごみ袋が納品されます。納品書を受け取り、受領書を配送業者に渡します。納品書は保管してください。
- ③指定ごみ袋を市民に販売します。
- ④指定ごみ袋を発注した月は月末日締めで、市から指定ごみ袋代金納入通知書が送付されます。
- ⑤納入通知書の明細と配送業者から受領した指定ごみ袋の数量が間違いないことを確認し、 納付期限までに市指定金融機関で指定ごみ袋代金を納付します。
- ⑥市で指定ごみ袋代金の入金を確認後、入金のあった月の翌月の末日までに、販売委託手 数料を口座振込みにより支払います。

5 販売店の資格要件

- (1) 甲府市内に店舗等を有し、日用品雑貨等の販売業務を営んでいること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

- (3) 甲府市の指定ごみ袋制度の趣旨を理解し、市が別に定める委託契約書及び仕様書の内容について実施可能であること。
- (4)公金及び指定ごみ袋等の適正な管理をすることができること。

6 申請方法

(1) 必要書類

①甲府市指定ごみ袋等販売店登録申請書(第1号様式) 1部 ※複数店舗ある場合は別紙に続けて記載してください。

②市税完納証明書 1部

※別紙の証明書交付申請書により、本庁舎3階の市民税課(⑩番窓口)で証明書の交付を受けてください。(手数料300円)

◇対象となる税

個人の場合・・・市県民税、固定資産税、軽自動車税

法人の場合・・・法人市民税、市県民税(特別徴収)、固定資産税、軽自動車税

注:必要となるのは個人・法人ともに甲府市で課税されているものの納税証明です。

注:甲府市に課税対象となる税がない場合は、その代わりとして税務署へ提出した開業届 や甲府市への法人に関する届出書等の写しを提出してください。

注:ここ数日の間に銀行や郵便局で税を納めた場合、納入の確認に1週間程度かかりますので、領収書を税窓口に提示してください。

③店舗の位置図 1部

- ※住宅地図の写しなど店舗の位置が分かるもの、手書きも可
- ※指定ごみ袋の納品場所が店舗所在地と異なる場合は納品場所の位置図も添付してください。

(2)申請期間

◇随時、募集を受け付けます。

(3)提出方法、提出先

- ◇直接又は郵送で提出してください。
- **♦7**400-0831

甲府市上町601-4 甲府市環境センターごみ減量課

7 審査結果の通知

提出されました申請書類をもとに、市で審査の結果、指定ごみ袋販売店と認定した場合は、甲府市指定ごみ袋等販売登録通知書、登録販売店表示ステッカー及び契約関係書類(契約書、手引き等)を送付します。また審査の結果、認定しない場合は、その旨を書面にて通知します。

【申込み、問合せ先】

甲府市 環境部 環境対策室 ごみ減量課 〒400-0831 甲府市上町601-4 Tel055-241-4327 Fax055-241-6190